

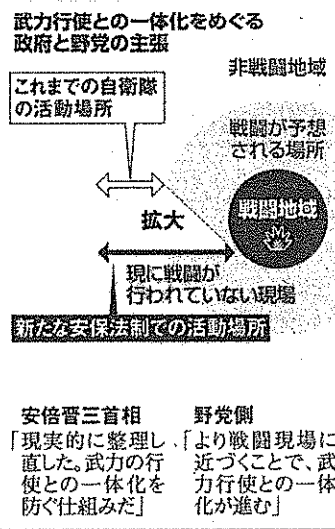
7/30
7月30日

野党「戦闘行為と一体化」

首相「厳格に区域指定」

他国軍への後方支援

29日の安全保障関連法案をめぐる参院特別委員会では、自衛隊による他国軍への後方支援をめぐる、論戦が交わされた。「戦争参加の法案」と批判する野党は、支援活動が憲法の禁じる「他国の武力行使との一体化」に当たると批判。政権は「戦闘の現場」では活動しないから一体化しないと主張したが、自衛隊の活動と他国の戦闘行為との線引きが困難なことが改めて示された。



共産党の小池晃副委員長は29日の特別委員で、「ヘリ空母」とも呼ばれる海上自衛隊の大型護衛艦を例に米軍へのヘリが飛び立って攻撃



し、また戻ってくる。米軍と一緒に自衛隊が戦争をやっているとしたか見えない」

影響事態法案と国際平和と支援法案は、自衛隊が戦争中の他国軍を「後方支援」できると定めている。従来の法律では認められていなかった他国軍への弾薬の提供や発進準備中の軍用機への給油も可能となる内容だ。

自衛隊の活動地域が戦闘現場でなければ、他国軍の軍事行動とは別の行動として切り分けられるという理屈は、政府がこれまでに自衛隊を海外派遣した際にも使われてきた。2000年代のアフガン戦争やイラク戦争で自衛隊派遣の特別措置法を作る際には、部隊の活動地域を、派遣期間を通じて戦闘が行われない「非戦闘地域」に限定。活動範囲を絞ることで、憲法

上の問題を選避してきた。ただ、それでも「他国の武力行使との一体化」の問題はくすぶりが続いた。テロ対策特措法に基づいてインド洋で海自から03年に給油された米艦が、法律で定めた洋上での監視活動ではなく、イラクでの軍事作戦に加わった問題がその後浮上。イラク特措法でクウェートに派遣された航空自衛隊が多国籍軍の兵士らをバグダッドへ空輸した活動については、08年の名古屋高裁判決が「バグダッドは戦闘地域にあたる」として違憲との判断を示した。しかも新たな法案では、「非戦闘地域」の考え方をなくし、「現に戦闘が行われている現場」以外なら支

機雷除去、南シナ海も想定

安倍晋三首相は29日の参院特別委員会、集団的自衛権を使って南シナ海で機雷除去を行う可能性について、「武力行使の新3要件に当てはまれば、対応していく」と述べた。首相はこれまで同海での機雷除去に否定的な発言をしていたが、事実上答弁を修正した。次世代の党の和田政宗氏への答弁。

首相が答弁修正

首相はこれまで、集団的自衛権を使う事例として、朝鮮半島有事で日本を守るために活動している米艦船の防護▽日本への石油供給ルートに当たる中東・ホルムス海峡での機雷除去――を挙げている。

南シナ海は、ホルムス海峡と同じく日本にとって重要な海上交通路だ。だが、首相は6月の衆院特別委員会、集団的自衛権を使って南シナ海で機雷を除去する可能性について「南シナ海は迂回路がある。なかなか想定しえない」と述べ、否定的だった。首相は28日の参院特別委員で「中国は南シナ海で大規模な埋め立てを行っている」と述べると、安保環境の変化を強調して法案の必要性を訴えており、南シナ海での機雷除去に言及したとみられる。(二階堂貴

援活動を認め、活動範囲を拡大させた。中谷元・防衛相は活動場所や近くで戦闘が発生した際は、すぐに活動を中止すると強調してい

るが、懸念の声は根強い。武力行使の一体化をめぐる議論は今後の審議でも焦点となりそうだ。(小野甲太郎)